

毎月勤労統計の改善に関する検討会開催要綱

平成27年5月18日

1 目的

近年、関心が高まっている労働者の賃金について、国民にとって分かりやすく信頼性の高い統計を作成するために、毎月勤労統計の改善を図ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、毎月勤労統計のサンプル替え時のデータの信頼性及び遡及改訂の問題点、サンプルの長期固定化に伴うバイアスへの対処方法等の課題に関して、次の事項について検討を行う。

- (1) サンプル替えの頻度、規模、手法等
- (2) サンプル替え時のデータ接続手法
- (3) 脱落サンプルの補正方法
- (4) 他府省、諸外国の統計との比較
- (5) その他必要な事項

3 構成員

別紙のとおり。

4 運営等

- (1) 検討会は、統計情報部長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、統計情報部雇用・賃金福祉統計課において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

毎月勤労統計の改善に関する検討会構成員

(五十音順、敬称略)

阿部	正浩	中央大学経済学部教授
小巻	泰之	日本大学経済学部教授
土屋	隆裕	統計数理研究所准教授
津森	康之介	千葉県総合企画部統計課長
樋田	勉	獨協大学経済学部教授
永濱	利廣	第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト